

高槻市信用保証料補給金 (新型コロナウイルス感染症対策)のご案内

新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)の借入に係る信用保証料を助成する制度です。

支給対象者

次のすべてに該当する事業者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者(小規模事業者を除く)
 - (2) 令和2年2月17日～令和2年12月31日までの間にセーフティネット保証5号の認定を受け、新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)に係る事業資金の借入を行った方
 - (3) 国の支援において保証料負担がゼロにならなかった方(セーフティネット保証5号の認定において、売上高等の減少率が5パーセント以上かつ15パーセント未満であること。)
 - (4) 交付申請時に市税の滞納がない方
- (注)本制度を利用できるのは新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)の利用の場合に限ります。他の大阪府制度融資等は該当しません。

補給額

信用保証料の2分の1に相当する額 (他の2分の1は国から補助)

※利用回数に制限はありません

申請手続き

申請期間 令和2年5月15日(金)～

※申請期限は保証料払込日から90日又は令和3年3月31日のいずれか早い日となります。

①融資保証決定後、「交付申請書(様式第1号)」及び「交付請求書(様式第3号)」を記入し、融資実行金融機関にお持ちください。

(様式は高槻市ホームページからダウンロードできます。)

②金融機関窓口で、「交付申請書」と「金融機関保管の信用保証書」の写しとの割印をしてもらいます。

③産業振興課窓口(総合センター9F)で補給金の交付申請をしてください。



高槻市ホームページ

【交付申請に必要な書類】

- (1) 高槻市信用保証料補給金(新型コロナウイルス感染症対策)交付申請書(様式第1号)
※金融機関保管の信用保証書との割り印(金融機関印)が必要です。
- (2) 金融機関保管の「信用保証書」(写し)1部
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(写し)
- (4) 法人の場合、履歴事項全部証明書
- (5) 直近1年分の納税証明書等
- (6) 補給金の受取口座が確認できるもの(預金通帳の写し等)

